平成２２年（フ）第７７７号
埼玉県鳩ヶ谷市南１丁目31番13号
債務者　有限会社新井山建設
代表者代表取締役　新井山兼男
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田和志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月５日午前10時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５１４号
名古屋市中村区名駅５丁目４番14号
債務者　有限会社ソフトマップ
代表者代表取締役　太田　覚大
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田雄二朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８５５号
札幌市豊平区豊平２条１丁目１番１号
債務者　株式会社ジョイワークス
代表者代表取締役　三島　寛之
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八十島　保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月14日午後１時30分
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１３９号
鹿児島県曽於市末吉町二之方2447番地、住民票上の住所宮崎県都城市都北町3601番地１
債務者　石神　榮志
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　年森　俊宏
4　破産債権の届出期間　平成22年７月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年９月10日午前11時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３３４号
和歌山市杭ノ瀬140番地の８
債務者　山上商店こと　山上　敏彦
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　栄司
4　破産債権の届出期間　平成22年７月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月23日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３８２号
神奈川県小田原市国府津2207番地の３
債務者　一寸木良男
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　　玄
4　破産債権の届出期間　平成22年７月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月21日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４００号
神奈川県秦野市寺山899番地の16
債務者　上口登美夫
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　琢磨
4　破産債権の届出期間　平成22年７月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月21日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６９９号
宮城県多賀城市浮島２丁目28番２号
債務者　武田　一夫
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千葉　達朗
4　破産債権の届出期間　平成22年７月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月16日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３９号
新潟県長岡市中条新田乙118番地
債務者　小林　廣信
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中澤泰二郎
4　破産債権の届出期間　平成22年７月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第４０号
新潟県長岡市中条新田乙118番地
債務者　小林カツミ
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中澤泰二郎
4　破産債権の届出期間　平成22年７月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第４３号
新潟県三条市西四日町４丁目３番24号
債務者　蝶名林秀雄
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙野　義雄
4　破産債権の届出期間　平成22年７月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月19日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第４４号
新潟県三条市西四日町４丁目３番24号
債務者　蝶名林サチ
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙野　義雄
4　破産債権の届出期間　平成22年７月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月19日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１６３号
鹿児島県鹿児島市城西２丁目20番７号
債務者　有薗　　薫
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中佐和子
4　破産債権の届出期間　平成22年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７５号
茨城県神栖市土合本町４丁目9809番地61　三菱化学社宅２棟101号
債務者　齊藤　義明
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小沼　典彦
4　破産債権の届出期間　平成22年７月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第７１６号
奈良県桜井市大字黒崎782番地
債務者　小西　広子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　宗彦
4　破産債権の届出期間　平成22年７月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
奈良地方裁判所